

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入	確	認
	※	※	※

租税特別措置法施行令第40条の8第34項(旧第33項)の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社
第40条の8の2第40項
に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)		
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(注1)		A 円	Aの直前の事業年度 円 Aの2期前の事業年度 円
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	.
		事由	.

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、
左記に該当する場合には□内にレ印を付してください
.....▶

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、
租税特別措置法施行令第40条の8第23項(旧第21項)又は同法第40条の8の2第29項
(旧第28項)に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していません。

※欄には記載しないでください。
この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

※ 今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円	
② 直前の事業年度末における準備金の額			円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円	
④ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注2)	有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
		特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く)	b 円	k 円
	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
	現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
		経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(注3)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	/	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	/	
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)			円	
⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合(⑥/③)	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑦/A)	%	
⑩ 基準日における常時使用従業員の数			人	

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。
- 3 「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。
- 4 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。
- 5 「経営承継者」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
 - ハ 非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 6 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
 - イ 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項（旧第9項）に定める特別の関係がある者をいいます。
 - ロ 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 7 「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。

(注1) 経営（贈与・相続）承継期間の場合は、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。